

議 第 8 号

東日本大震災で発生した災害廃棄物の本県の受け入れを
求める決議

上記議案を別紙のとおり茨城県議会会議規則第14条第1項の規定により
提出します。

平成24年3月22日

茨城県議会議長 磯崎久喜雄 殿

提出者 茨城県議会議員 海野透

同 葉梨衛

同 西條昌良

同 桜井富夫

同 白田信夫

同 菊池敏行

同 長谷川修平

同 江田隆記

同 井手義弘

東日本大震災で発生した災害廃棄物の本県の受け入れを求める決議

東日本大震災から1年が経過した現在においても、東北沿岸部の被災地では、多くの災害廃棄物がうず高く積み上げられており、その量は、平時の十数年分に相当する膨大なものである。また、廃棄物処理施設も被害を受けたことから、東北地方だけで処理することは極めて困難であり、このことが震災からの復旧・復興の大きな妨げとなっている。

この問題は、地震国に暮らす我々全国民が、東北被災地の置かれた状況を我が事に置き換え、行動すべきものであり、災害廃棄物処理の全国的な展開が必要である。

しかし、東京電力福島第一原子力発電所の事故に起因する放射性物質の影響により、地域住民の理解が得られないなどの理由から、東京都と青森、山形の東北二県の市町村の一部でしか受け入れを実施していないのが実情である。

政府においては、各都道府県に対する広域処理の協力要請が遅く、ようやく広域処理に係る費用助成など促進に乗り出したという状況であり、このままでは事態の進展が期待できない。

茨城県は同じ東日本大震災の被災地であることから、本県が受け入れを表明することにより、被災地を支援していく強い使命感を、広く全国に発信することになると信ずる。

よって、本議会は、関係機関に対して次のとおり求めるものである。

- 1 県においては、市町村や民間の廃棄物処理事業者と協力して、東北被災地の厳しい現状に鑑み、率先して、災害廃棄物を受け入れていくこと。
- 2 国においては、災害廃棄物の安全性について、科学的知見に基づき丁寧な説明と積極的な情報提供を行うとともに、受け入れにあたって懸念される風評被害も含め、県や市町村の負担が生じないよう十分な財政措置を行うこと。

県民の皆様におかれましては、多くの方々が自らも被災され、現在も不自由な生活を強いられていることと思いますが、同じ日本国民である東北被災地の方々の復旧と復興を支援するため、災害廃棄物の受け入れについて、ご理解とご協力を願うものであります。

以上、決議する。

平成24年 月 日

茨 城 県 議 会